

対象：地域再生協議会（県、市町村）

再生協議会

【基本情報】

Q1 経営されている農場が所在する都道府県を選択してください(いくつでも)。

※複数の農場を経営されている場合（農場が県境等にまたがる場合を含む）は、農場が所在する全ての都道府県を選択してください。

※北海道は以下の地域に合わせて選択してください。

道央（空知地域／石狩地域／後志地域／胆振地域／日高地域）

道南（渡島地域／檜山地域）

道北（上川地域／留萌地域／宗谷地域）

道東（オホーツク地域／十勝地域／釧路地域／根室地域）

- ☐ 北海道(道央)
- ☐ 北海道(道南)
- ☐ 北海道(道北)
- ☐ 北海道(道東)
- ☐ 青森県
- ☐ 岩手県
- ☐ 宮城県
- ☐ 秋田県
- ☐ 山形県
- ☐ 福島県
- ☐ 茨城県
- ☐ 栃木県
- ☐ 群馬県
- ☐ 埼玉県
- ☐ 千葉県
- ☐ 東京都
- ☐ 神奈川県
- ☐ 新潟県
- ☐ 富山県
- ☐ 石川県
- ☐ 福井県
- ☐ 山梨県
- ☐ 長野県
- ☐ 岐阜県
- ☐ 静岡県
- ☐ 愛知県
- ☐ 三重県
- ☐ 滋賀県
- ☐ 京都府
- ☐ 大阪府
- ☐ 兵庫県
- ☐ 奈良県
- ☐ 和歌山県
- ☐ 鳥取県
- ☐ 島根県
- ☐ 岡山県
- ☐ 広島県
- ☐ 山口県
- ☐ 徳島県
- ☐ 香川県
- ☐ 愛媛県
- ☐ 高知県
- ☐ 福岡県
- ☐ 佐賀県
- ☐ 長崎県
- ☐ 熊本県
- ☐ 大分県
- ☐ 宮崎県
- ☐ 鹿児島県
- ☐ 沖縄県

※Q1で北海道～神奈川を選択した場合はQ2へ 新潟～沖縄を選択した場合はQ3へ進む

Q2,3 協議会名を記入してください。（Web画面は選択式。）

再生協議会名 【 】

Q4 地域内における飼料用米、WCS用稲、飼料作物（牧草や飼料用とうもろこし等）の令和6年と令和7年の作付の有無について、作物別にそれぞれご回答ください（ひとつずつ）。

※飼料作物の作付の有無について、承知されていれば、畑も含めてお答えください。畑の作付の有無を承知されていない場合は、水田について承知されている範囲でお答えください。

（例：水田での作付はないが、畑では作付がある場合→「ある」を選択。水田での作付が無く、畑での作付の有無はわからない場合→「ない」を選択）

※WCS用稲は出穂後、実が完熟する前に地上部（子実及び茎葉）を収穫し、乳酸発酵させて、乳用牛、肉用牛に給与される作物のことを指します。

作況状況	R6		R7	
	ある	ない	ある	ない
① 飼料用米	☐	☐	☐	☐
② WCS用稲	☐	☐	☐	☐
③ 飼料作物	☐	☐	☐	☐

Web画面上では、
県の再生協議会は、Q4回答後
Q8へ移ります。
市町村単位の再生協議会は、
引続きQ5～Q7へ進みます。

※市町村単位の再生協議会

Q5 地域内における、飼料生産作業（収穫等）を受託する組織（農業支援サービス事業者等）の有無をご回答ください(ひとつだけ)。

受託組織 (農業支援サービス事業者等) の有無	ある	ない	わからない
	☐	☐	☐

Q6 前問で飼料生産作業の受託組織が「ある」と回答した方にお伺いします。

飼料生産作業を受託する組織の種類について、あてはまるものをご回答ください（いくつでも）。

飼料生産作業の受託組織（農業支援サービス事業者等）の種類					
専業法人	畜産農家	耕種農家 (集落営農含む)	異業種法人 (運送会社、土木 建設会社等)	農協	その他【具体的に記載】
☐	☐	☐	☐	☐	☐ 【 】

※市町村単位の再生協議会

Q7 地域計画における、飼料用米、WCS用稲、飼料作物の位置づけの有無について、作物別にそれぞれご回答ください。

また、前問でご回答いただいた飼料生産作業の受託組織（※）の位置づけの有無についても、ご回答ください（ひとつずつ）。

※飼料生産作業の受託組織は、地域計画において主に「5 農業支援サービス事業者一覧（任意記載事項）」に記載されていると思われますが、

そこでの記載に限るものではありません。

※令和6年、令和7年で各作物の作付や、飼料生産作業の受託組織が「ない」とご回答いただいた場合も、将来の計画である地域計画には位置づけられている可能性があるかと、
お尋ねしております。該当ございましたら「ある」とご回答ください。

	地域計画への位置づけ		
	位置づけられている	位置づけられていない	わからない
① 飼料用米	☐	☐	☐
② WCS用稲	☐	☐	☐
③ 飼料作物	☐	☐	☐
④ 飼料生産作業の受託組織	☐	☐	☐

※Q4でいずれかの作物の作付けが「ある」と回答した協議会

Web画面では、Q4で「作付けあり」と回答した作物のみについて表示されます。

Q8 地域内で飼料用米、WCS用稲、飼料作物のいずれかが作付されている再生協議会の方にお伺いします。

飼料用米、WCS用稲、飼料作物のメリットや、地域で作付されていることの意義としてあてはまるものを作物別にそれぞれご回答ください(いくつでも)。

		生産者が、既存のノウハウや機械設備等を活かして取り組むことができる	省力的に生産できるため、労働力不足の中でも生産継続できる	需要が安定していること等から、生産者の経営安定につながる	遊休地の活用など、地域の農地が維持できる	その他 【具体的に記載】	特にメリットや意義は感じない
①	飼料用米	☐	☐	☐	☐	☐ 【 】	☐
②	WCS用稲	☐	☐	☐	☐	☐ 【 】	☐
③	飼料作物	☐	☐	☐	☐	☐ 【 】	☐

Q9 飼料用米、WCS用稲、飼料作物について、作付を維持、推進する上での課題として当てはまるものを、作物別にそれぞれご回答ください。

※令和6年、令和7年で各作物の作付が「ない」とご回答いただいた場合も、飼料生産に関心や課題意識があれば伺いたいと、お尋ねしております。

		実需とのマッチング	農業基盤の整備 (例：大区画化、水路補修等)	農地の集約	機械や施設の整備	労力 (委託先を含む)の確保	担い手の技術向上	関係者の畜産や飼料に関する知見の向上	その他 【具体的に記載】	特に課題は感じていない
①	飼料用米	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐ 【 】	☐
②	WCS用稲	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐ 【 】	☐
③	飼料作物	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐ 【 】	☐